



定例会概要	6
議案議決結果	7～8
総務委員会・文教厚生委員会	9
文教厚生委員会・代表質問	10
代表質問・一般質問・トピックス	11

写真 「長谷寺の紅葉」 崎山 行壽 さん
題字 桜井高校書芸コース2年 吉田 彩乃 さん

議会の傍聴は簡単です！

議会開催日当日に、4階の議会フロアの議場南側に設置している傍聴受付台の受付簿に必要事項を記載し入室することで、簡単に傍聴できます。



傍聴受付台▲

以下の行為は禁止されています

- 飲食・喫煙・撮影・録音行為
- その他、市議会傍聴規則の規定を遵守しない行為

本会議・委員会の様子は、本庁舎1階のモニターでライブ配信も行っています。議会の日程はホームページで公開しています。



傍聴席から見た議場▲



詳細はこちら▲

6月定例会報告

・一般会計補正予算2億7,000万5,000円

可決等

令和8年6月定例会は、6月8日(月)～26日(金)までの19日間の会期で開かれ、令和8年度桜井市一般会計補正予算等について審議しました。	令和8年度介護保険特別会計補正予算	令和8年度介護保険特別会計補正予算
6月定例会	計補正予算	1件
◇報告案件	条例の一部改正	3件
◇令和8年度一般会計補正予算	調停の申立て	1件
算	市有財産の処分	1件
◇	発議案	2件
◇	人事案件	14件

5 月臨時会

議案番号 (付託委員会)	件 名	概 要	議決結果
報第 3 号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和 7 年度桜井市一般会計補正予算（第 7 号））	補正額 △ 1,152 万 9,000 円 木材産業特別融資金利引下げ預託金にかかる減額 △ 800 万円等	承認
報第 4 号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和 7 年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））	補正額 282 万 3,000 円 一般保険者医療給付費分で、特別調整交付金を受けての一般被保険者医療給付費にかかる追加 所要額	承認
報第 5 号	専決処分の報告、承認を求めることについて（桜井市税条例の一部を改正する条例）	地方税法の改正に伴い、令和 8 年度の初日までに桜井市税条例を改正すべき部分について、所要の改正を行い、条例を公布した。	承認
報第 6 号	専決処分の報告、承認を求めることについて（桜井市都市計画税条例の一部を改正する条例）	地方税法の改正に伴い、令和 8 年度の初日までに桜井市都市計画税条例を改正すべき部分について、所要の改正を行い、条例を公布した。	承認
報第 7 号	専決処分の報告、承認を求めることについて（桜井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	地方税法等の改正に伴い、令和 8 年度の初日までに桜井市国民健康保険税条例を改正すべき部分について、所要の改正を行い、条例を公布した。	承認
議案第 29 号	桜井市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	可決
議案第 30 号	職員等の旅費に関する条例の一部改正について	国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	可決
議案第 31 号	工事請負契約の締結について	契約の目的：桜井市旧学校給食センター及び桜井南幼稚園解体工事 契約の方法：一般競争入札 （総合評価落札方式） 契約金額：2 億 4,186 万 8,000 円 契約の相手方：中和・中尾特定建設工事共同企業体	可決
同第 1 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。	同意

6 月定例会

議案番号 (付託委員会)	件 名	概 要	議決結果
報第 8 号 (文教厚生委員会)	専決処分の報告、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	損害賠償額 207 万 4,688 円 市内で発生した車両による人身事故等について、損害賠償額を定める。	承認
報第 9 号 (総務委員会)	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和 8 年度桜井市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号））	令和 7 年度桜井市駐車場事業特別会計において、1 億 1,862 万 477 円の赤字決算となることから、繰上充用金で補填	承認
報第 10 号	令和 7 年度桜井市繰越明許費繰越計算書の報告について	令和 7 年度会計にて繰越した防災情報伝達システム整備事業等について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告	報告
報第 11 号	令和 7 年度桜井市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	令和 7 年度会計にて繰越した管路建設事業について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による予算繰越計算書の報告	報告

議案番号 (付託委員会)	件 名	概 要	議決結果
報第 12 号	桜井市清掃公社の経営状況を説明 する書類の提出について	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による桜 井市清掃公社の令和 7 年度決算及び令和 8 年度 予算の報告	提出
議案第 32 号 (総務委員会)	令和 8 年度桜井市一般会計補正予 算 (第 1 号)	補正額 2 億 7,000 万 5,000 円 塵芥処理費で、可燃ごみの外部処理にかかる廃 棄物処理業務委託料等	可決
議案第 33 号 (総務委員会)	令和 8 年度桜井市介護保険特別会 計補正予算 (第 1 号)	補正額 187 万円 一般管理費で、介護保険施設等における特定入 所者介護サービス費の支給額の見直しに伴う介 護保険システム改修委託料	可決 ※ 8 ページ 「各議員の賛 否」参照
議案第 34 号 (文教厚生委員会)	桜井市子ども一時預かり事業の実施 に関する条例の一部改正について	こども一時預かり事業の実施施設に新たに桜井 市立第 1 保育所を追加するなど、所要の改正を 行う。	可決
議案第 35 号 (文教厚生委員会)	桜井市地域子育て支援拠点設置条 例の一部改正について	地域子育て支援拠点の開所日又は休所日に係る 規定を整備するため、所要の改正を行う。	可決
議案第 36 号 (総務委員会)	桜井市消防団員等公務災害補償条 例の一部改正について	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定め る政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	可決
議案第 37 号 (文教厚生委員会)	調停の申立てについて	桜井市グリーンパークごみ焼却施設基幹的設備改 良工事において発生している損害賠償を求める調 停の申立てをするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。	可決
議案第 38 号 (総務委員会)	市有財産の処分について	1 処分する財産 金地金 1 kg × 10 本 2 処分の方法 一般競争入札 3 処分金額 田中貴金属工業株式会社が売払日当日に公表し た 1 g あたりの店頭買取価格 (税込) に処分する 財産の重量及び 100% を乗じた額 処分見込額 2 億 6,633 万円 4 処分の相手方 東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号上野フロン ティアタワー Axvircle 株式会社代表取締役 上條勇人	可決
同第 2 号～ 第 15 号	桜井市農業委員会の委員の任命に つき同意を求めることについて	髙岡孝夫氏、榊井利行氏、箕輪周治氏、山本廣 幸氏、中森弘祐氏、中畑博氏、西川和男氏、青 木麻美氏、細田周作氏、新井博子氏、橋本和三氏、 森岡安佐子氏、藤本俊彦氏、榊原雅彦氏	同意
発議案第 1 号	すべてのケアラーに対する包括的 な支援と法的枠組みの整備を求め る意見書の提出について	内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、 内閣府特命担当大臣 (こども政策)、財務大臣	可決
発議案第 2 号	ドナーミルクの利用拡大を求める 意見書の提出について	内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当 大臣 (こども政策)	可決

各議員の賛否 (賛成 … ○、反対 … ×、棄権 … △、欠席 … -) ※議長は表決に加わりません。

議 案	鍛 治 結 花	久 保 田 裕 一	島 岡 誠	杉 山 歳 和	山 岡 康 了	工 藤 敏 太 郎	小 西 誠 次	大 園 光 昭	井 戸 良 美	大 西 亘	阪 口 豊	西 忠 吉	岡 田 光 司	土 家 靖 起	東 俊 克	札 辻 輝 巳
議案第 33 号	×	×	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○

総務委員会（付託案件5件）

令和8年度桜井市一般会計補正
予算（第1号）抜粋

◆主な質疑応答◆

問 ごみの外部処理費用が3か月分計上されているが、これで終わりということか。また、現在の委託先以外を調査しているのか。

答 今回は3か月分の補正であり、調停の進捗が不明であることから、場合によっては期間が短縮または延長されるケースも考えられる。他施設での受け入れについては、県内や県外でも調査しているが困難な状況である。

問 山田寺跡について、本市の保存活用計画に入っているのか、指定されている区域の面積はいくらか。

答 山田寺跡の保存活用計画を策定している。面積としては3万7,371平方メートル史跡指定されている。

問 世界遺産登録を機に市として観光事業をどのような方向に進めるのか。

答 来訪者が歴史のロマンを感じ、再び訪れたいと思っていただけるような魅力のある地域であることを、

しっかり伝えていきたい。山田寺跡、飛鳥・藤原とあわせて、市内も周遊していただくことで、地域の活性化につなげていきたい。

問 世界遺産登録関連の予算を他市村のように当初予算に計上しなかった理由は何か。

答 予算要求の時期がイコモスによる現地調査が終わった直後で世界遺産登録が未確定な時期であり、実現性を見極めたタイミングでの補正予算計上になった。

問 山田寺跡周辺に正規のトイレをいづる設置するか決まっているのか。

答 現時点では未定であり、候補地の選定から始めている。

問 路線バス「桜井飛鳥線」が平日3往復、土日6往復の現状で滞在型の観光計画に合うのか。

答 便数については十分ではないという認識であり、特に土・日・祝日については1時間に1本以上となるように増便を進めていきたい。あわせて、桜井駅の市営駐車場を利用したパークアンドライドの活用を進めていきたい。

附帯事項

委員会において、議案の採決にあたり、意見や要望を付することがあります。令和8年度桜井市一般会計補正予算（第1号）については、左記の事項が附帯事項として付され、可決されました。

一 観光客増加に向けた誘客策の即時検討・準備

認知・周知にとどまらず、登録決定後ただちに実行できる誘客施策を今から準備・検討し、機を逃さず実施すること

二 来訪客が地域にお金を落とす仕組みの早期構築

宿泊・飲食・土産品・体験プログラム等、市内での消費を促す環境整備について、地域事業者と連携しながら登録決定を待たずに今から取り組みを開始すること

三 地域振興につながる計画の早期策定と議会の報告

世界遺産登録を一過性のものに終わらせないよう、観光消費額の拡大と地域経済への波及を目標に掲げた振興計画を早急に策定し、速やかに議会に報告すること

文教厚生委員会付託案件4件

専決処分の報告、承認を求めることについて 抜粋

◆主な質疑応答◆

問 パッカー車の運転士は1台につき何名か。また、運転士以外の職員も交通安全講習を受けるのか。

答 パッカー車1台につき、専門の運転士が1名、予備の運転士が1名乗車している。講習は運転士以外も受けている。

桜井市地域子育て支援拠点設置条例の一部改正について 抜粋

問 開所日、休所日の改正が必要になった理由を訊く。

答 ドレミの広場では、これまで水曜日、木曜日を休所日としつつ、祝日と重なった場合には開所し利用者の利便性確保に努めてきた。しかし、休日の開所が続くことで職員の休息確保が困難になっている。安定した運営体制を維持するため、祝日に開所した場合は、その振替として翌開所日を休所日とすることで、職員の健康を保持しつつ、支援を継続的に提供するためのものである。

桜井市子ども一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正について抜粋

問 ドレミの広場の利用料について、市内利用者が100円引きされ、市外利用者は市内利用者より300円高い設定になっているがその理由を訊ねる。

答 ドレミの広場は、駅に隣接しているという利便性の高さから、市外の利用者が多い傾向にある。その理由として、当該居住地の施設料金より安いことや、通勤経路にあたるということがある。今回の改定にあたっては、民間保育施設でもすでに一時預かり事業が実施されており、その利用料金の状況も考慮して、より多くの市内利用者が利用しやすい環境となるよう受益バランスを含め設定した。

調停の申立てについて 抜粋

問 調停の申立てに至った経緯を訊ねる。

答 ごみ焼却施設は、令和7年4月1日の本格稼働後、同年4月17日大阪湾フェニックスからダイオキシン類濃度超過の一報があり、工事を行った相手方に対して徹底的な原因究明を指示した。その後、同年10月に中

間報告があり、ごみ焼却施設の立ち上げ時、立ち下げ時に、ばいじん処理物のダイオキシン類濃度が基準を超えていることを認めている。同年11月から令和8年1月にかけてばいじん処理物をもう一度燃やすような検証を行ったが結果が良くなく、市にとって万全の対策といえるものではないと判断した。さらに何度も双方で話し合ったが、話し合いでの解決は見込めないと判断し、顧問弁護士とも相談し今回の調停に至った。

問 担当弁護士がこれまでに公共工事、損害賠償案件等に係る実績はあるのか。

答 弁護士には繰り返し相談を行い、これまで滞りなく進められている。技術の部分は専門性が高く、施設課職員から十分に説明している。

問 調停が不成立になった場合、今後市はどのように対応するのか。

答 調停が不成立になったときは、弁護士、庁内関係部署と相談しながら進めていくと想定している。

※各委員会の詳細は、桜井市議会ホームページをご参照ください。議会事務局（市役所4階・☎42・9132）で閲覧も可能です。



代表質問「桜井黎明の会」
独居高齢者の安全を守る
緊急通報体制について



岡田 光司 議員

問 ①緊急通報装置は、協力員が見つからなければ申請できないという課題がある。協力員が確保できず、申請を断念・自粛している方の実態を把握しているか。また、利用率は3.4%から改善されているか。②高取町の事例（協力員を要件とせず警備員が駆けつける）を参考にすれば、本市でも協力員なしで申請できる仕組みの導入が実現可能ではないか。命に関わるこの問題について、具体的な前進を示す意思はあるか。

答 ①協力員登録の必要性は申請時に丁寧に説明し、おおむね了解を得ているが、協力員が見つからず申請が困難な状況は、重く受け止めるべき課題と認識している。利用率は3.4%から4.4%に上昇している。②協力員が見つからない場合は、原則を維持しつつも柔軟に対応できるよう制度の見直しを進め、今年度中に結論を出し、新年度から見える形で取り組んでいきたい。【その他の質問項目】●新たな地方自治の取り組みについて



代表質問「新政自民クラブ」
国民スポーツ大会奈良開催
の桜井市の対応について



井戸 良美 議員

問 大神神社参道を含む周辺でまちづくり事業が進められており、そのなかで芝運動公園全体を移転し、その場所に道の駅及びその他の施設整備を要望してきた。国スポ会場として多額の改修費をかけて改修すれば、移転することができないのではと考えるが市長の考えを訊く。

答 芝運動公園については、令和13年に開催される国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会を見据え、芝運動公園運動場及び総合体育館の改修計画を検討している。両大会開催後の敷地や施設の活用も見据えて、芝運動公園の今後のあり方を検討していきたい。道の駅については、大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の中で、芝運動公園活用促進事業として道の駅的施設を検討することとしている。芝運動公園の今後のあり方の検討状況も踏まえて、道の駅的施設の検討も進めていきたい。

【その他の質問項目】●桜井市の観光戦略について



代表質問「公明党」
①通級指導教室の整備充実
②若年層の献血啓発
③ナビレンスの導入



大西 亘 議員

問 ①通級指導教室の整備充実について、新設4小学校の利用状況を踏まえ、学習環境や備品、面談・執務スペースの整備をどう進めるのかを訊く。②若年層の献血啓発について、中学生向けテキストやGIGA 端末、SNS 等を活用し、学びを実際の献血へどうつなげるのかを訊く。③視覚障がい者等を支えるナビレンスについて、公共施設での案内支援としてどう活用するのかを訊く。

答 ①市は、全小中学校への設置を目指し、必要な学習環境の整備に向けた予算措置に対応する。補正予算要望にも状況に応じて対応していく必要があると考えている。②中学生向けテキストの活用を進め、LINE や SNS も含めた啓発強化を検討し、赤十字セミナー等の活用も研究もする。③ナビレンスは有効な手段の一つと認識し、当事者の意見を踏まえ本庁舎等で前向きに検討する。公共施設での情報アクセシビリティ向上を図り、施設利用の利便性向上につなげていく。



代表質問「青垣まほろばの会」
桜井市のスポーツ普及と市民の健康づくり



杉山 歳和 議員

問 市として将来にわたる社会保障費の増加という課題に対し、市民の皆様が主体的に運動に親しみ、活動的な生活を送るための運動機会の創出をどのように考えているのか、市長に訊ねる。

答 市民の皆様が生涯にわたってスポーツや運動に親しみ、活動的な生活を送ることは、住民の健康増進の観点からも、地域の持続可能性を高める上でも、重要な要素であると認識している。市体育協会をはじめとする各種スポーツ団体、校区体育協会、そしてスポーツ推進員との連携を強化し、市民の皆様が身近な場所で無理なく、楽しくスポーツや運動に親しめるよう、今後も継続して施策を展開していきたい。このような取組で、最も大事なことは市民一人一人の健康寿命の延伸に大きく貢献することであると思っている。市民の皆様が健康で活力ある生活を享受できる社会の実現に向け、しっかりと取り組んでいきたい。

閉会中の継続審査について

議会中に提出され議決に至らなかった事件は、会期終了とともに消滅することが原則ですが、この原則の例外とされているのが委員会に付託された特定の事件等の継続審査です。特定の事件等が継続審査事件となることにより、会期終了とともに消滅することなく閉会中の委員会において審査・調査を行うことが可能となります。令和8年6月定例会において、文教厚生委員会委員長及び議会運営委員会委員長より閉会中の継続審査の申出があり、閉会中の継続審査が認められました。



一般質問
多頭飼育崩壊などへの包括的な支援体制について



鍛冶 結花 議員

問 ①近年増えている多頭飼育崩壊は、動物の問題であると同時に、動物によって顕在化した人の福祉の問題と考えるがどうか。②多頭飼育崩壊の解決には、ボランティアなどの支援者への支援も重要で、福祉部門など関係機関が連携した重層的な支援体制が必要と考えるがどうか。

答 ①多頭飼育崩壊は、動物の適正飼育や生活環境の問題として表面化することがある一方で、その背景には飼い主の高齢化、障がい、生活困窮、社会的孤立、認知機能や生活管理能力低下など、福祉的課題が関係していることも考えられる。②多頭飼育崩壊の問題が複雑化・複合化した場合は、一部の支援者に負担が集中しないよう、関係機関との役割分担を図りながら、重層的な支援につなげていく。

【その他の質問項目】 ●支援を必要とする方への福祉的な対応を含めた管理不全の状態の建物、いわゆるごみ屋敷問題への対策について